

指導医の経過措置（案）

以下のいずれもの要件を満たす者で、指導医研修（専攻医の指導を直接受け持つために必要）を受講した者

《平成 30 年 3 月 31 日まで》

医歴 10 年以上

初期臨床研修（または同等の経験）後、社会医学系分野で 5 年以上の経験

社会医学系専門医制度を運営する学会に所属し、指導意欲のある者

《平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで》

上記に加え

基本プログラムの修了

以上